

第2次古河市総合計画策定方針 (第Ⅳ期基本計画)

古河市

令和8年10月

目 次

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画策定の基本方針・・・・・・・・・・	1
3	計画の概要・・・・・・・・・・	2
	（1）計画の構成	
	（2）計画期間	
4	計画策定の進め方・・・・・・・・・・	3
	（1）基礎調査の実施	
	（2）総合計画審議会における審議	
	（3）市民参画の推進	
	（4）庁内策定体制	
	（5）情報公開	
5	策定スケジュール・・・・・・・・・・	5

1 計画策定の趣旨

古河市では、平成 28 年度を初年度とする第 2 次古河市総合計画を策定し、基本構想に掲げる将来都市像「華のある都市（まち）古河」の実現に向け、第Ⅰ期から第Ⅲ期までの基本計画に基づき、各分野における施策を推進してきた。

第 2 次古河市総合計画は、20 年間の基本構想のもと、社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、基本計画を 4 年ごとに策定する構成としている。現行の第Ⅲ期基本計画が令和 9 年度をもって計画期間を終了することから、令和 10 年度から令和 13 年度までを計画期間とする第Ⅳ期基本計画を策定する。

本市を取り巻く社会経済情勢は、第Ⅲ期基本計画の策定以降も大きく変化している。人口減少・少子高齢化の進行や人口構造の変化、物価や人件費の上昇、公共施設や道路等の社会インフラの老朽化、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、持続可能な行政運営に向けた課題は一層複雑化している。

また、デジタル技術の急速な進展、脱炭素社会への移行、働き方や暮らし方の変化など、社会のあり方そのものが大きく変化するとともに、市民ニーズや行政に求められる役割も多様化している。

一方、人口減少等に伴い、今後、職員、財源、公共施設等の行政経営に必要な資源は一層限られることが見込まれる。こうした状況においても、基本構想に掲げる将来都市像を実現していくためには、本市が直面する課題を的確に捉え、限られた経営資源（人、モノ、財源）を効果的・効率的に活用しながら、取り組むべき政策・施策を明確にしていくことが必要である。

このため、第Ⅳ期基本計画の策定にあたっては、第Ⅲ期基本計画までの取組の成果と課題を検証するとともに、社会経済情勢の変化や将来見通し、市民ニーズ等を的確に捉え、基本構想の実現に向け、今後 4 年間に取り組むべき政策・施策を定める。

さらに、第Ⅳ期基本計画を単に政策・施策を体系的に示すものにとどめず、政策・施策の成果を把握・評価し、事業の見直しや重点化、予算編成等につなげるなど、行政経営（内部マネジメント）の中心的な役割を担う計画として策定する。

2 計画策定の基本方針

第Ⅳ期基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、第Ⅲ期基本計画までの成果と課題、社会経済情勢の変化及び今後の見通しを踏まえるとともに、限られた経営資源（人、モノ、財源）を効果的・効率的に活用し、より実効性の高い行政経営につなげるため、次の基本方針により策定する。

（1）社会経済情勢の変化と将来を見据えた計画

第Ⅲ期基本計画までの取組を振り返るとともに、人口動態や社会経済情勢、市民ニーズ等の変化を的確に捉え、本市が抱える課題や今後の見通しを踏まえた計画とする。

(2) 成果を意識したわかりやすい計画

基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、政策・施策の目的や目指す成果を明確にし、それぞれの取組のつながりがわかりやすい計画とする。

また、政策・施策の進捗や成果を適切に把握できる指標等について検討し、計画の評価や見直しに活用できるものとする。

(3) 行政経営に活用できる計画

総合計画を市の政策・施策を示すだけのものではなく、政策立案や事業の見直し、重点化など、行政経営（内部マネジメント）に活用できる計画とする。

また、基本計画と実施計画との役割を整理し、計画、評価、予算等の連動を意識した実効性のある計画行政を推進する。

(4) 市民参画と継続的な市民意識の把握

市民アンケート、市民会議、パブリックコメント等を通じて、幅広い市民の意見やニーズを把握し、計画への反映を図る。特に、これからの古河市を担う若い世代をはじめ、多様な市民の意見を把握する機会の充実を図る。

また、計画策定後においても、市民意識やニーズの変化を継続的に把握し、政策・施策の評価や見直し等に活用するため、市民モニターなどの新たな仕組みについて検討する。

(5) 効率的で活用しやすい計画

市民にとってわかりやすく、職員にとっても活用しやすい計画とするとともに、策定及び運用における効率化を図る。

計画書についてはデジタルでの公表・活用を基本とし、冊子製本を行わないことで、ペーパーレス化や経費・事務負担の削減を図る。

3 計画の概要

(1) 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、それぞれの計画期間は以下のとおりとしています。

なお、第Ⅲ期基本計画から一体的に策定している地方版総合戦略及び国土強靱化地域計画については、第Ⅳ期基本計画においても、それぞれの趣旨を踏まえ、一体的に策定する。

① 基本構想

古河市の市政運営の基本的な方針を定め、古河市の目指す将来像及び施策の大綱を示すものです。計画期間は、平成 28 年度から令和 17 年度までの 20 年間としています。

② 基本計画

基本構想に定めた将来像の実現に向けて、具体的な施策を体系化した、総合的かつ計画的な市政運営の指針を示すものです。計画期間は、4年ごとにⅠ期からⅤ期の構成としています。

③ 実施計画

基本計画で定めた施策を具体的に実施していくための計画であり、2ヵ年程度を計画期間とし、ローリング方式により毎年必要な調整や見直しを行います。

(2) 計画期間

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基本構想	20 かん																			
基本計画	第Ⅰ期 (4 かん)				第Ⅱ期 (4 かん)				第Ⅲ期 (4 かん)				第Ⅳ期 (4 かん)				第Ⅴ期 (4 かん)			
実施計画																				

4 計画策定の進め方

(1) 基礎調査の実施

本市を取り巻く社会経済情勢や、人口・産業動向、地域特性などを整理・分析することにより、計画策定に向けた検討の基礎資料とします。

- ① 本市を取り巻く社会経済情勢の整理
- ② 人口・産業動向及び地域特性の整理
- ③ 関連計画等の整理 等

(2) 総合計画審議会における審議

計画の進捗管理等を行っている古河市総合計画審議会に、第Ⅳ期基本計画の策定について諮問し、専門的かつ幅広い見地から審議のうえ、答申をいただきます。

(3) 市民参画の推進

広く市民の意見やニーズを把握し、市民の声を生かした計画づくりを進めるため、市民意向調査、市民会議及びパブリックコメント等を実施します。

また、計画策定後も市民意識やニーズを継続的に把握し、計画の進行管理等に活用するため、市民モニター制度などの仕組みについて検討します。

① 市民意向調査

市民の生活意識や市政に対する意識等を調査し、市民ニーズや各施策に対する評価等を把握し、計画策定の基礎資料とします。

- ア 調査対象：満 18 歳以上の市内在住の市民
- イ 対象者数：約 3,500 人
- ウ 抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出
- エ 実施時期：令和 9 年 4 月から 5 月頃（2 週間程度）

②（仮称）まちづくり市民会議

市民の意見やアイデアを計画に取り入れるため、本市の現状や課題、強み、未来のあるべき姿などについて、ワークショップ形式による意見交換を行います。

- ア 対象者：市民意向調査対象者のうち参加を希望する方
- イ 参加人数：30 名程度
- ウ 実施時期：令和 9 年 6 月から 11 月頃
- エ 実施回数：3 回程度

③ パブリックコメント

広く市民の意見を計画に反映するため、計画（案）を市ホームページ等で公表し、パブリックコメントを実施します。

（4）庁内策定体制

全庁的な体制により第Ⅳ期基本計画の策定を進めるため、次の庁内策定体制を設置します。

① 総合計画策定委員会

市長及び教育長を除く庁議構成員で構成する総合計画策定委員会を設置し、副市長を委員長とします。同委員会では、第Ⅳ期基本計画の策定に係る重要事項の審議及び計画案の決定を行います。

② 企画員会議（分科会）

策定委員会の作業部門として、各分野における第Ⅲ期基本計画の取組を検証し、課題を整理するとともに、第Ⅳ期基本計画における政策・施策の方向性を検討し、計画素案の作成を行います。

- ア 第Ⅲ期基本計画の検証及び課題整理
- イ 政策・施策の方向性の検討

ウ 第Ⅳ期基本計画（素案）の作成

③ 事務局

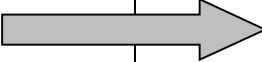
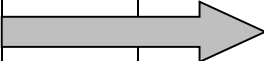
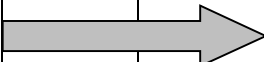
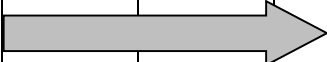
事務局は企画課とし、計画策定に係る全体調整、進行管理及び計画案の取りまとめを行います。

(5) 情報公開

計画の策定状況や検討内容について、市ホームページ等を活用して適宜情報を公開し、市民との情報共有を図ります。

5 策定スケジュール

令和 8 年度に策定に向けた準備及び策定支援事業者の選定を行い、令和 9 年度に計画策定を進め、令和 10 年 3 月までに第Ⅳ期基本計画を策定します。

主な取組	R8 年度		R9 年度			
	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
策定準備 策定支援事業者の選定						
基礎調査・第Ⅲ期基本 計画の検証						
市民意向調査・まちづく り市民会議						
庁内検討・基本計画 (案)の作成/内容確認						
総合計画審議会			●	●	● ●	
パブリックコメント					●	
第Ⅳ期基本計画の策定						●